

自己資本の構成に関する開示事項(平成27年6月末・単体)

(平成19年金融庁・農林水産省告示第6号、附則別紙様式第1号)

(単位:百万円、%)

国際様式の該当番号	項目	当期末 (27/6末)	経過措置による不算入額	前期末 (27/3末)	経過措置による不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目(1)					
1a+2-26	普通出資に係る会員勘定の額	4,970,010		4,854,345	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,400,930		3,400,930	
2	うち、利益剰余金の額	1,569,080		1,530,925	
26	うち、外部流出予定額(△)	-		77,510	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	839,688	1,259,533	900,084	1,350,126
	経過措置により普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,809,699		5,754,429	
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,346	8,019	5,619	8,428
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,346	8,019	5,619	8,428
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 8,373	△ 12,560	△ 14,913	△ 22,369
12	適格引当金不足額	11,460	17,190	14,316	21,474
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	1,034	1,551	490	736
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通出資の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他 Tier1 資本不足額	-		-	
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,467		5,513	
普通出資等 Tier1 資本					
29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,800,232		5,748,916	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目(3)					
30	31a その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	49,000		49,000	
	32 その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	699		699	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	16		14	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	16		14	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	49,716		49,714	
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	15,219	22,829	15,210	22,816
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	8,595		10,737	
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	8,595		10,737	
42	Tier2 資本不足額	-		-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	23,814		25,948	
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	25,901		23,765	
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	5,826,133		5,772,681	
Tier2 資本に係る基礎項目(4)					
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	1,387,791		1,387,791	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	148,216		148,216	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	3		3	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	3		3	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	790,176		852,868	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	790,176		852,868	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,326,186		2,388,878	

Tier2 資本に係る調整項目			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	8,595	10,737
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	8,595	10,737
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	8,595	10,737
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (又)	2,317,591	2,378,141
総自己資本			
59	総自己資本の額((ト)+(又)) (ル)	8,143,724	8,150,823
リスク・アセット(5)			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	45,434	45,028
	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る額	8,019	8,428
	うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段に係る額	35,863	35,863
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	33,909,909	33,458,943
自己資本比率			
61	普通出資等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	17.10%	17.18%
62	Tier1 比率((ト)/(ヲ))	17.18%	17.25%
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	24.01%	24.36%
調整項目に係る参考事項(6)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	580,902	551,761
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額	67,400	67,400
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)			
76	一般貸倒引当金の額	3	3
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	51	55
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	181,893	177,921
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	699	699
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	299	299
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,075,204	1,075,204
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-